

高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の概要について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号。以下「基準府令」という。）が令和元年5月31日に公布された。

主な改正内容は、10月から実施される幼児教育無償化に伴う3歳以上児の利用料無償化と、これまで保育園の3歳以上児について、保育料に含まれていた副食費が無償化の対象外とされ、各施設で実費徴収となることやそれに対する国の副食費免除制度など食事の提供に要する費用の取り扱いである。

基準府令の改正部分は条例を定める際の従うべき基準とされており、基準府令の改正と同様に市条例を改正するものである。また、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う用語の整理についても基準府令の改正と同様に改正する。

1. 主な改正内容

	条項	従 前	10月以後
3歳以上児の利用者負担額の無償化	第13条 第1項関係	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際、保護者から利用者負担額の支払を受ける。	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際、3歳未満児に限って保護者から利用者負担額の支払を受ける。
食事の提供に要する費用の受領	第13条 第4項 第3号関係	特定教育・保育施設は、食事の提供に要する費用の支払いを保護者から受けることができる。ただし、3歳未満児の主食・副食費は除き、保育園の3歳以上児については主食費に限る。	特定教育・保育施設は、食事の提供に要する費用の支払いを保護者から受けることができる。ただし、以下の場合を除く。 ア 3歳以上児について、年収360万円未満相当の世帯の子どもの副食費 イ 3歳以上児について、第3子以降の子どもの副食費 (幼稚園児は同一世帯に小学3年生以下の子どもが3人以上いる場合の3番目、保育園児は同一世帯に就学前の子どもが3人以上いる場合の3番目) ウ 3歳未満児の主食・副食費

2. 施行期日

令和元年10月1日